

2022年6月3日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 1134 国土交通省海事局
船員政策課

船員労働安全衛生規則等の改正について

〓船内高所作業等で用いる「安全ベルト」等が
「墜落制止用器具」に変わります!〓
(令和5年4月1日施行)

〇陸上の高所作業等で使用される胴ベルト型安全帯の墜落時の身体への危険性や災害事例を背景に、労働安全衛生法の関係法令において「安全帯」が「墜落制止用器具」に改正され、原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具を使用することとされました。これを受け、船舶での船員による高所作業等においても、同様の措置を実施することが、船員の労働安全の確保に有効であることから、今般、陸上制度と同様に船員労働安全衛生規則等を改正しました。

令和5年4月1日以降は、原則、墜落制止用器具は「ハーネス型」を使用(※)する必要があります。

※着用者が墜落時に床面または海面に到達するおそれのある場合(高さ6・75メートル以下)には、「胴ベルト型(一本つり)」の使用ができません。

〇ハーネス型を使用する場合「特別教育」が必要です。

墜落制止用器具の使用が義務の作業(※1)であって、ハーネス型を使用して船員に行わせる場合には、特別教育(※2)を行う必要があります。

(※1)

- ① 高所作業
- ② げん外作業
- ③ 漁ろう作業
- ④ 船倉内作業(防網、防布等を張る等の墜落危害防止措置を講ずる場合を除く)
- ⑤ 着氷除去作業

(※2)

社内教育や船員災害防止協会が実施する講習等、学科および実技の計3時間以上実施。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000030.html

問い合わせ先

国土交通省海事局 船員政策課
03(5253)8652